

令和3年度第2回秦野市障害者支援委員会議事録

| | |
|-----|---|
| 日 時 | 令和3年11月16日(火) 午前10時00分～11時30分 |
| 場 所 | 秦野市教育庁舎3階大会議室 |
| 議 題 | (1) 秦野市障害者支援懇話会部門報告について (2) 第6期秦野市障害福祉計画・第2期障害児福祉計画について (3) 湘南西部障害者保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター活動報告について (4) その他 |
| 出席者 | 別紙「委員名簿」のとおり |

1 開会

2 会長あいさつ

今年度スケジュール的には第2回ですが、本来は8月に第2回を予定しておりましたが、8月は新型コロナウイルスが感染拡大していたということで、やむなく中止をさせていただいたということになっています。今日も議題にあがっていますが、秦野市の障害福祉計画を本来協議しなければならないのですが、タイトなスケジュールになってしまいましたことを改めてお許しいただければと思います。この間新型コロナウイルスの関係では、ワクチン接種を実施いたしました。障害のある方、障害関係事業所の従事者の方の接種について、現場の状況を鑑みて特段のご配慮を障害福祉課にはしていただきました。改めてこの場をお借りしてお礼を申し上げたいと思っています。ワクチン接種については、第3回目もありますし、これから冬に向けてインフルエンザや第6波がいつ来るのかなど委員の皆さんも不安に思われている状況だと思います。このような状況で秦野市障害者委員会の役割は大変重要となっていますので、皆さんのご協力を引き続き頂戴したいと思います。また、本日は冒頭でも感染対策のため、11時半までというお話しをいただきました。限られた時間ではありますが、皆さんご協力をいただきながら今回の議事を進めていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

3 議事録署名人

【小松委員を選出】

4 議事

【進行は伊藤会長】

(1) 秦野市障害者支援懇話会部門報告について

【大永部門長より、資料1-1に基づきこども部門について報告】

こども部門は大きく3点です。1点目は、はぐくみサポートファイルの継続検討です。こちらはお読みいただければと思います。2点目は医療的ケアが必要な児童の課題ということで、主な意見としては、点の2つ目、医療的ケア児ときょ

うだい児がいる場合、どうしてもケアを必要とする子どもが中心となってしまう現実。母親が就労したくても預け先がゼロの現実。未就学の医療的ケア児、重心児の通う場がない現実など課題が多いこと。3点目は放課後等デイサービス事業所児発管連絡会の提案です。主な意見として、秦野養護学校で実施されている放デイ連絡会に出席した職員から、「放デイ事業所の横のつながりがなかったので、大変よい機会となりました」「事業所名や送迎担当者の姿程度は分かりつつも、込み入った話はできなかったのでよかった」「事業所同士を知ることができた」という意見がありました。この2点目、3点目を踏まえてこの委員会でご承認いただきたいのが、資料1-1-1を見ていただいて、こども部門の下に医療的ケア児支援者連絡会と障害児通所支援事業所連絡会の2つを置きたいと思っています。アとして、こども部門下に医療的ケア児の協議の場、医療的ケア児支援者情報連絡会を置き、関係機関と連携を図り、協議内容はこども部門に報告する。イとして、こども部門下に通所支援事業所連絡会を置き、関係機関と連携を図り、協議内容はこども部門に報告する。なお、この連絡会の中には放課後等デイサービス事業所の集まりを置く。このことについてご承認をいただきたいと思います。

伊藤会長： ご質問等あればお受けしたいと思いますが（⇒質問・意見なし）。ただいまご報告の中で本委員会の提案でこども部門の下部組織に医療的ケア児の支援者連絡会と障害児通所事業所連絡会を設けたいというご提案ですが、ご承認いただけますでしょうか（⇒一同承認）。今年度の途中ですが、感染状況を踏まえながら会議等の開催をこれから計画していただければと思います。よろしく願いいたします。

【濱田部門長より、資料1-2に基づき就労部門について報告】

就労部門に関しましては、就労支援事業所管理者間のネットワークの充実を図るというところで、昨年度末に実施したアンケートをもとにどういったことが課題となっているか、課題の吸い上げを行っています。それに伴い就労定着支援事業所とは何ぞやという意見があがってきていましたので、今年度に関しましては12月8日と1月26日の2回同じ内容で予定をしていますが、就労定着支援事業所の方から事業の説明や企業と就労定着支援事業所が抱えている課題、連携をどのように取っていったらよいのかという課題のご説明をしていただく研修会を予定しています。開催の時間帯を夕方と午後の敢えて時間を変えることで一人でも多くの事業所の方が都合のよい時間帯で参加していただけるようにという形で設定をさせていただきました。内容としては、「就労定着支援とは」がメインとなりますが、その後就労移行支援事業所、就労継続支援B型事業所が抱えている課題をさらに掘り下げてディスカッションをしていきたいと思っています。この研修会の2回目の日程については、秦野市内にある企業にも案内を出し、就労の採用担当の方の参加を募るということで、この部会の中の商工会議所の方にもご協力を願うという形を考えています。対象者ですが、サービス管理責任者とのネットワーク活動の充実を図るということでやりますが、一般職の参加をより多くし

ていきたいということで、各事業所にはその旨を記載して募集をかけているというところ。後半に予定していますディスカッションの中で共通課題を吸い上げることができれば、サービス管理責任者の下部組織の活動の充実にも繋がると思います。3月のこの支援委員会の中ではそのような部分も報告できればと思っています。資料1-2-1と1-2-2は各事業所に案内を出した内容ですので、ご確認いただければと思います。

伊藤会長： ありがとうございます。ご質問等あればお受けします（⇒質問・意見なし）。

【小池部門長より、資料1-3に基づき相談部門について報告】

今年度の活動方針としては、相談・情報提供体制の整備とケアマネジメント体制に重点を置きながら進めてきました。その中で、昨年度相談支援事業所等連絡会で取りまとめたアンケートをもとに秦野市内の相談支援体制の状況について報告書をまとめたので、そちらを皆さんにお伝えしたいと思います。資料1-3-1になりますが、秦野市内の相談支援体制の状況について1については、サービス等利用計画の作成ということで、制度的にどのような取り組みが行われるのかということホームページから抜き取っています。2番の秦野市の相談支援の状況ということで、現状の指定特定相談支援事業所の数字とそこに従事している相談支援専門員の数字、現在秦野市では専従・兼務併せて39名の方が相談支援専門員として配置されています。平成30年6月から令和3年3月までほぼ人数が変わっていないということもまずここで認識していただければと思います。計画相談の実績について、平成30年6月から令和3年3月にかけてセルフプラン率が上がってきています。障害福祉サービスを利用する方が非常に多くなってきているということと、計画相談を担当する支援員の数が変わっていないということがセルフプラン率の上昇から分かるのではないのでしょうか。そういったところから、相談支援事業所等連絡会の中では各アンケート調査をもとに意見交換を行い、課題の吸い上げを行っています。4番の計画相談に関する課題では、特に新規の受け入れが非常に厳しいという課題が出ていまして、養護学校高等部の卒業生で障害福祉サービスを利用する方の対応が困難となっているという状況ですとか、本来は必要な人の計画相談を担いたいという思いがある中で、色々な葛藤が生じているという状況が確認できました。またその中で、計画相談が必要な人やセルフプランが可能な人は、相談支援専門員のマンパワーを効果的に活用するためには、どうしても必要な人に支援を届けたいというところから、セルフプランの活用もありではないかということになっています。7月の連絡会でサービス提供事業所と共にこのことに関して情報の共有化を図りました。サービス提供事業所として計画相談に期待することとして、複数事業所を利用する人は決して困っているケースではなくなっているという状況やセルフプランの課題については、当事者からするとサービス等利用計画からセルフプランに移行するというのは逆行する形でショックな思いであると伺っています。また、相談支援事業所とサービス提供事業所に求めるものがかなり多岐になってきているということがあり、

サービス管理責任者との分担も明確でなくなっているという状況がありました。セルフプランになった場合、相談できる場所を確保しておかないと利用者にとって何もメリットがないというところも意見としてあります。相談支援体制は主に三層構造になっていて、基幹相談支援センターと障害者相談支援事業所、指定特定相談支援事業所という形になっています。秦野市内の状況は、障害福祉なんでも相談室に4名、基幹相談支援センターと委託相談という形で職員が配置されています。基幹相談支援センターの状況として、対応困難な事例の対応や相談支援事業所等連絡会の開催、各種会議委員会等にも出席しています。委託相談事業は、主に個別の支援の対応となりますが、障害福祉サービスや社会資源の活用に繋げる支援をする等々の活動を行い、いわゆるインテークから始まっていくケアマネジメントのプロセスを繋いで福祉サービスの利用、若しくは社会生活を高めるための不安の解消や日常の出来事や様々な相談にアプローチをかけています。資料には委託相談の件数を記載していますが、令和元年から令和2年にかけて、件数が1400件ほど増えています。令和2年の新規では265名、今年度9月末の現在で2115件の相談を受けています。内訳としては、福祉サービスから権利擁護まで様々な状況になっていて、特に不安解消に関する、所謂サービスに繋がっていないところの課題に対する取り組みがなされています。主訴は、引きこもりや精神的不安、福祉サービスの利用という形で昨年度254名の方の対応をしています。その中には医療機関からの退院や高齢者支援センターからの8050問題、引きこもり、不登校、依存症、他市他県からの複雑困難な事例が非常に多くなってきていることと、アウトリーチによる対応が増えてきているという状況です。また今後セルフプランが増えていく中では、委託相談で対応することが見込まれているということになります。まとめになりますが、第5期の障害福祉計画の見込みをはるかに超える支給決定がグループホームや就労継続支援B型、居宅介護について行われています。ただし、相談支援は横ばいで福祉サービスを利用するすべての方に計画相談がつけられないという状況をご確認いただければと思います。その中で限られた人数で対応していくには、限界が生じているのだと思います。表に他市との基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、指定特定相談支援事業所の配置数を記載させていただいていますが、秦野市は基幹と委託を合わせて4名配置ですが、他市の状況はそちらをご確認いただければと思います。最後のページになりますが、指定特定相談については相談支援専門員の数が増えない中でサービス受給者は右肩上がりです。セルフプラン率も年々高まっていて、全ての利用者に計画相談がついていないという状況になっています。障害児者の自立を支えるためにはその抱える課題に対して適切なサービス利用のケアマネジメントの対応及びサービスに繋がらない人に関しても、安心した生活が継続できるような相談支援体制を構築する必要があるということでもまとめさせていただいています。資料の1-3-2については、アンケート調査を取りまとめた内容を参考として用意しましたので、後ほどご覧いただければと思います。

伊藤会長： 秦野市の現状の相談支援の状況を詳細に整理していただいた内容をご報告いただきました。各委員の皆さんからご質問・ご意見があ

りましたらお願いします（⇒質問・意見なし）。資料がたくさんありましたので、お読みいただいて改めてご質問等あればお受けしたいと思います。課題を整理した中で、今後の相談支援体制を構築する必要があるということをもとめていただきました。また本委員会においてもご提案いただける内容がありましたら、相談部門で協議して提案をお願いしたいと思います。

【岡西部門長より、資料1－4に基づき福祉サービス部門について報告】

福祉サービス部門では、秦野市の福祉サービス、障害のある方へのサービス提供を主なテーマとしていますが、秦野市の福祉サービスというものに関しては、年々拡充していますが、その中で一つは急に介護者が不在になる、あるいは災害時等を含めた緊急時の支援のサービス提供体制、もう一つが全国一律の個別給付ではなく市町村の特徴に応じてサービスを提供していく、地域生活支援事業の2点に絞りながら、秦野で暮らす障害のある方がより安心して暮らせるようにということで検討を進めています。1点目の緊急時につきましては、主には資料の1－4（3）の①～④に記載してある内容で緊急短期入所等を含めて、秦野市で地域生活支援拠点として委託を受けているぱれっと・はだの、基幹相談支援センターと連携をしながら現状の確認や体制を秦野市の中でもう一つ二つ評価をしてみたほうがいいのではないかと議論を進めています。まだ議論自体成熟していませんので、こちらに関して今後この委員会に報告や提案をできるようにといった感じで進められたらと考えています。また、③に厚木市の安心プランを記載していますが、先ほど相談部門でありました緊急時等のコーディネート、相談調整を行う相談の部分とサービス支援を提供するサービス提供事業所が予め本人やご家族を中心にしながら連携を計画相談、プランニングの中で確認をしておくというシステムが厚木市で運用されていて、実際にはこのシステムを使った実績というのはまだなく、それ以前のところで対応できているようですが、そのような形も参考にしながら検討していきます。本日はご紹介いたしません、資料1－4－1以降に詳細がありますので、お時間がある時にお目通しいただければありがたいと思います。最後に地域生活支援事業というところで、1－4（3）⑤に移動支援、日中一時支援を記載しています。こちらは生活者として障害のある方が暮らす中では、移動の部分やレスパイト、ちょっとした息抜きといった福祉サービスの隙間を埋める事業として重要性については部門の中では議論をされているのですが、こちらのサービス自体は報酬の改定が長きに渡ってされていない状況です。ただし、支援をする支援員に関しては、最低賃金が年々上がってきているというようなどころでは、運営に当たって厳しさを示す事業所が秦野市、それ以外を含めて部門の中でも報告がされています。こういった実態をリサーチしながらこの秦野の中で地域に密着したサービス、地域生活支援事業についても部門で整理し、こちらの委員会に報告あるいは提案をさせていただきたいと考えています。

伊藤会長： ご質問、ご意見のある方はお願いします（⇒質問・意見なし）。

【鈴木部門長より、資料1-5に基づき**地域共生部門**について報告】

地域共生部門の活動内容については、コロナの影響もあり、できることとできないことがあります。1-5(3)の活動内容の1番目、自治会との関わりについては、現在行われておりません。2番目の要配慮者用ビブスの配布については、市内の広域避難場所、市役所、保健福祉センター、ぱれっと・はだのへの配布を全て完了しています。またポスターを各機関に掲示依頼を完了しています。まだ今後増やしていく可能性もありますので、その際には報告をさせていただきたいと思っております。また、8月1日の広報はだのにビブスについて掲載しました。神奈川新聞、読売新聞にも記事が掲載されています。市役所、保健福祉センター、ぱれっと・はだのでは事前配布ということで、いくつか配備してあるのですが、事前配布の件数が少ないので、今後秦野市公式LINEや社会福祉協議会の機関紙、タウンニュース等の掲載等を一気にやるのではなく、随時一つずつ行っていきたく思っています。3番目の防災課との連携について、福祉センターフェスティバルが毎年2月に行われているのが、今年も中止となっています。ビブスのアピールを2年前にこちらで行ったという経緯があるのですが、今後は市民の方にアピールする機会が紙媒体かインターネットになってくるのかなと思っています。防災講演会については今のところは未定となっています。当初、防災講演会でも障害のことを知っていただこうとか、ビブスに関しての啓発活動を行っていくことを計画していましたが、まだ行われるかどうか分かりませんので、もし行われるようであればその件についても伝えていけたらと考えています。4番目の住まい問題についてですが、不動産会社、大家さん、保証会社との関係ということで、不動産会社に僻地を紹介されるだとか、保証会社の審査が通らないなどの差別が生まれているということで、一番多いのが障害者が審査に通らないということが現場の相談員等から意見であがってきます。資料1-5-2になります。「高齢者・障害者・外国人等のお部屋探しをお手伝いします」ということで、こういった機関もありますので、審査に通らないときにはこのような機関も利用してということを知っていただければと思っています。5番目に関しては、特に動きはございません。6番目の障害者週間に合わせて、広報はだのに「障害を知ろう」というテーマで掲載を予定しています。次年度以降は12月の第1週に特集ページを掲載できるように検討をしていただければと思っています。(5)ですが、地域共生部門には、下部組織に当事者連絡会がありまして、その連絡会を懇話会の前に開いていただいているのですが、そこで貴重な意見をあげていただいています。前回話した内容でも、差別解消、合理的配慮などで色々意見をあげていただいています。資料の1-5-1を見ていただくと、7月10日に行われた時の内容となっています。こちらは親の会だったり、ご家族だったり、当事者だったりの意見がありまして、合理的配慮、要望、差別、その他ワクチン接種や防災についてあげてあります。本当は全て読み上げたいのですが、時間の関係でご覧いただければと思いますが、この意見の他にもまだまだ事例はたくさんあると思っております。この内容を見てすぐに検討、対応できるものもありますので、障害福祉課な

どとも随時検討していきたいと思います。差別解消法ができてからも企業の方、市民の方にも啓発が必要だと思いますので、そのあたりも含め、今後も活動が続けていければと思っています。資料1-5に戻って、個別避難計画について、個別避難計画作成が市町村の努力義務となりました。秦野市が今後どのように検討するかということも参考にして進めていくことになると思いますが、ニーズに沿った仕組みを作ってもらいたいというのが、当事者の意見で、それぞれの障害種別に分けてまずはモデルケースを作ってみてはどうかという意見があります。次に、災害時の服薬問題ということで向精神薬だったり、常時必要な薬に関して災害時にお薬手帳等で証明し、近くの薬局で受け取ることができればという意見があがっています。前回の懇話会でメンバーに入っている医師会の方が出席されなかったもので、そのことについては確認できなかったもので、次回以降に報告できればと思っています。

伊藤会長： ご質問、ご意見がある方はお願いします。（⇒質問・意見なし）。各部門それぞれたくさん資料をつけていただきました。詳細の確認は時間の関係でできなかったのですが、お持ち帰りいただいて、お読みいただく中で確認等あれば、障害福祉課へお寄せいただければと思います。

(2) 第6期秦野市障害福祉計画・第2期障害児福祉計画について

【事務局・草山課長代理より、資料2-1、2-2に基づき報告】

はじめに資料2-1をご覧ください。次期障害福祉計画の説明の前に、前期計画の第5期障害福祉計画、また第1期障害児福祉計画の振り返りとして、計画に対する実績の報告をさせていただきます。1ページ目1の施設入所者の地域生活への移行に関しては、前期計画では平成28年度末の196人に対して、計画の最終年度である令和2年度末までに9.2%に当たる18人の地域生活への移行を目標とし、施設入所者数を183人と設定しました。しかし移行者が見込み数の半数の9人であったことなどから最終的には入所者が190人という状況で目標値には届きませんでした。続きまして、3ページをご覧ください。福祉施設利用者の一般就労への移行についてです。同様に前期計画では目標の一般就労者について、平成28年度末の17人を基準とし、国の基本指針に基づき、約1.5倍となる26人を見込みましたが、マイナス7人の19人に、また就労移行支援利用者につきましても、基準値の1.2倍の53人を見込んだところ、結果として43人といずれも目標値を下回る結果となりました。続きまして、4ページから11ページが障害福祉サービス、地域生活支援事業、障害児通所支援各サービス提供の見込量について、計画値に対して実績値及び達成率の説明になります。共通して、すべて上段が計画値、下段が実績値、()内が達成率というようになっています。はじめに、4ページをご覧ください。5の障害福祉サービスの見込量について全体としては概ね計画に近い実績数値となっていますが、4ページのサービスの種別第4項目目「機能訓練」、5ページの第5項目目の短期入所につきましても、令和2年度に実績値が大きく落ち込みました。これは、新型コロナ

ウイルス感染症により事業所等で受け入れが一時的に休止となったり、利用者が利用を控えたことが影響したものと考えています。続きまして、7ページの地域生活支援事業のサービスの見込量になります。こちららも全体としては過去の実績をもとに将来値として推計しているため、概ね計画に近い実績数値となっています。最後に10ページ、7の障害児通所支援のサービス提供の見込量になります。こちららにつきましても令和2年度はコロナの影響により児童発達支援事業は利用が控えられたということから、利用実績が前年度を下回りました。また、放課後等デイサービスについては、学校休校措置により日中の居場所の確保の視点から利用ニーズが高まったこともあり、前年度を上回る実績値でしたが、利用人数、日数共に計画値を下回っている状況になっています。実績報告については以上です。

続きまして、次期障害福祉計画についてご説明させていただきます。資料2-2をご覧ください。目次をご覧ください。計画は障害者に視点を置いた障害者福祉計画と障害児に視点を置いた障害児福祉計画に分かれていますので、前期計画を踏襲し、1部、2部という形で構成しています。次に2ページをご覧ください。3の計画期間について、2つの計画とも令和3年度から令和5年度までの3か年とします。真ん中あたりの計画策定期間の変更については、5月の支援委員会でも説明しましたが、本来令和2年度中に計画を策定する予定でしたが、コロナの影響等を踏まえ、策定期間を今年度に変更したものです。なお、今年度に策定する場合であっても計画期間は令和3年度から令和5年度までに変更はございません。次に4の計画策定にあたっての基本的な視点について、国の指針で示された目標、考え方を基本に計画全体に通じた考え方、視点を述べたものです。今回本市独自の視点として2項目を設けることとしました。1つは、3ページの下にある(5)新型コロナウイルス感染症への対応として、今後は常に国の支援、制度の動向等を注視し、「With コロナ」「After コロナ」に向けたコロナ対応、対策を踏まえて必要とされるサービスを切れ目なく提供していくこととしたことです。2つ目は(6)障害福祉サービス事業所の開設にかかる規制の取り扱いについてです。以前から市内のサービス提供事業者が増加傾向にあるという話をいただいています。計画では、障害サービスの適正な量を確保し、質の高いサービスを利用者に提供していくことを目標にしています。そのため、供給量の調整にかかる規制等の視点から取り組んでいくこととしたものです。続きまして、5ページ以降の第2章 令和5年度までの目標値の設定になります。ここでは、計画の2つの大きな柱として、1つ目の施設入所者の地域生活への移行、施設利用者の一般就労への移行などを進めるため、数値目標を設定するものになります。目標値は国の基本指針により7項目あります。今お話しをした施設入所者の地域生活移行のほか、10ページの5の相談支援体制の充実・強化等、11ページ、6の障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築、15ページ、7の発達障害者等に対する支援の3項目につきましても、今回国が新たに設置した目標値となっています。5ページに戻り、施設入所者の地域生活移行について、基準値は令和元年度末の入所者数185人になります。これを令

和5年度末までに国の指針による6.5%にあたる12人移行させ、新規増の数も踏まえ、令和5年度末の人数を182人と見込むものです。続いて、8ページをご覧ください。4の福祉施設から一般就労への移行になります。基準値は令和元年に一般就労に移行した就労移行支援利用者数で、19人となっています。これを令和5年度末までに国の指針による1.36倍にあたる26人までに引き上げることを目標値とするものです。それぞれの目標値達成のために取り組みの方針に沿って、方策などに取り組んでいくこととなっています。続きまして、11ページをご覧ください。障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築について先ほども言いましたように、新規の項目となっています。様々なニーズへの対応が求められることから障害サービスが多様化、また多くの事業所が参入している状況があります。利用者が真に必要なサービスを提供するための取り組みの目標値ということになります。障害福祉課職員等が直接障害者の方々に携わるといふことの視点から職員のスキルアップを見込んで色々な研修に参加していくというような目標値が定められているものです。11ページの下に取り組みの方向があるのですが、そこでは基本的な視点でも触れた総量規制の考え方に触れています。総量規制については本来障害福祉計画において必要なサービス量を予め決めておき、事業所の新設や定員枠を増やすなどの変更があった場合に県内、圏域において、必要な量に既に達している場合においてはサービス事業所の指定権者である都道府県がサービス提供事業所の新設を認めないなどの規制を実施することができることになっているというものです。規制制度については、計画と密接な関係になっていることが分かります。時間の都合で、12ページ中段から14ページについては、総量規制の概要説明となっていますので、後でご確認いただければと思っています。続きまして、16ページから28ページまでが第3章の障害福祉サービスの見込量になります。こちらは計画の2つの大きな柱である2つ目にあたるところです。ここでは障害者が住み慣れた場所で生活できるように最も身近な地域の資源である障害サービスごとの必要な見込量について、また具体的な提供体制を確保するための方策の説明になっています。計画におけるサービス見込量、単位の見方ですが、どのサービスも基本的には1か月あたりの平均利用者数、その人数に1か月あたりの平均利用日数を乗じた、「人日分」となっています。具体的には、19ページの一番上、(1)ア生活介護の令和3年度の欄をご覧ください。月平均416人の利用があり、それに1か月あたりの平均利用日数を乗じた8001人日分の支給量が必要ということになります。続いて、29ページから42ページまでが第4章の地域生活支援事業のサービス見込量になります。地域生活支援事業は前の章の障害福祉サービスとは異なり、全国一律のサービスではなく、サービス内容を地域の事情に合わせて各自自治体を実施している事業です。秦野市の実施している事業一覧が、30ページになります。計画におけるサービス見込量の単位の見方ですが、先ほどの障害サービス事業とは異なり、年間の延べ回数、件数、または利用者数などで表記してあります。令和2年度においてコロナの影響で利用実績が見込みより下回った事業がいくつかありましたが、今回の次期計画では、利用状況の回復傾

向にあることを踏まえて各事業の計画値を見込んでいます。続いて、43ページから51ページですが、こちらは第2期障害児福祉計画になります。45ページをご覧ください。第6章の令和5年度までの目標値の設定になります。目標値は国の基本指針により、障害児支援の提供体制の整備などに関する取り組みの目標値となっています。46ページをご覧ください。(4)医療的ケア時の協議の場の取り組みになります。1つ目の関係機関の協議の場の設置については、前期計画においても目標とされ、本市では令和2年度に設置済みということになっています。本日の議題1でも説明があった通り、懇話会の部門の下部組織として位置づけを明確にしたところですが、今回の計画から新たにコーディネーターの配置を明記することになりました。本市では協議の場の運用を本格的に始めることから、そこにおいてコーディネーター設置に向けた協議を図っていくことになります。47ページからは同様に福祉サービス種別ごとの見込量になります。計画における見込量の単位につきましては、第3章の障害福祉サービスと同様1か月あたりの平均利用者数と1か月あたりの平均利用日数を乗じた「人日分」といった表記になっています。計画の概要説明は以上となります。

これから今後の計画策定作業の流れについてご説明します。まず、委員の皆さんからは計画の骨子案に対するご意見、ご提案を聴取させていただくことにします。ご意見等の聴取方法は本日お手元にお配りした資料2-3(付番なし)に必要事項、ご意見、ご提案等をご記入のうえ、障害福祉課宛てにFAXまたはメールにてご提出をお願いしたいと思います。また、メールでのご提出にあたり、用紙をデータで欲しい方がいましたら、データを送りますので、お申し付けください。提出期限は今月末、11月30日までとさせていただきますので、ご協力いただきますようお願いいたします。皆さまからいただいたご意見、ご提案につきましては、内容に応じて適宜計画の修正を行うこととします。そのため、皆さまからのご意見、ご提案を踏まえ、どのように修正したのかという内容をご確認いただくため、12月中に修正箇所、内容について皆さまにお渡しすることとします。また、県の障害福祉計画が遅れており、本来10月中に素案をご提示いただく予定となっていたのですが、作業が遅れているということで、今後目標値やサービス見込量を県と調整が入る可能性もありますので、そのあたりも含めて変更等がありましたら皆さまにお伝えしたいと考えています。第6期障害福祉計画と第2期障害児福祉計画の説明は以上となります。

伊藤会長： 委員の皆さんには提案用紙をもってご意見を頂戴したいということですが、今お聞きした中でここだけは確認したいということがありましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

(⇒質問等なし)

説明にもあった通り、県の作業が遅れており、修正等が入ることもご了解いただきたいと思います。委員の皆さんには積極的に意見を頂戴したいと思いますので、よろしくお願ひします。

(3) 湘南西部障害者保健福祉圏域地域生活支援センター活動報告について

【千葉アドバイザーより、資料3に基づき報告】

表面の重心・医療的ケア支援NWの開催報告を載せています。こちらは9月10日にZOOMで開催しまして、圏域内では医療的ケア児等コーディネーターの配置に向けた協議が始まっているという状況になります。そこで圏域内市町の協議をより進めていただくために、横須賀・三浦圏域でモデル事業をしていますので、そちらの配置・運用検討会議で協議されている内容について、コーディネーターの役割、担う業務、構築される相談受付体制などを情報提供をいただいています。それ以外には、今年の夏に大雨が降りまして、それに関連した話題で災害発生時に医療的ケアが必要な方が、「一時避難所はベッドがないためにオムツ交換ができない可能性があるので避難先としては利用しづらい」といった意見があがってきたというところですので、医療的ケアを必要とする方が安心して避難できる、静養場所や電源が確保された避難所をタイムリーに利用できる環境を整えること、そのためにはということで意見交換を各市町を含めてさせていただいているといったところです。ちなみに、電源確保の問題は全国的な問題となっているのですが、神奈川の近隣都県では2年ほど前の台風以降電源確保について日常生活用具の中で、人口呼吸器を使用している方に対する（正弦波インバーター発電機の）貸与が始まっていて、電源確保の施策が進み始めているという状況にあります。神奈川県については、厚木市がこの4月から人口呼吸器を使っている方の発電機の貸与を始めたという情報もありましたので、この場で報告させていただきます。

裏面に第6期の神奈川県障がい福祉計画について書かせていただいています。先ほどの市からの説明でもあった通り今回の計画から相談支援体制の充実強化が初めて基本指針に盛り込まれたといったことがあります。ですので、12月8日に圏域の相談支援NW会議が開催予定ですが、こちらの場では圏域内市町の第6期計画に相談支援体制の充実強化をどのように載せたかということや、それに向けて今後どんな取り組みを予定しているかといったことの情報交換を行っていく予定です。県に関しては、数日前に県から連絡をいただき、県の第6期計画の素案が11月末くらいまでにまとまるということで、そちらを各圏域に投げて圏域で意見聴取をしていきたいと言った話がありました。当センターとしても、圏域協議会の委員の方々にそちらを情報提供させていただき、意見聴取をし、県に上げていきたいと考えています。

伊藤会長： 活動報告ということなので、次に移りたいと思います。

(4) のその他について、各委員の皆さんから情報提供等がありましたらお願いします。

(4) その他

【小松委員より農福連携について報告（資料なし）】

昨年度から農福連携の事業を（社協が）神奈川県から委託を受けて実施をしています。この事業には、市の施設の方、障害福祉課、農業振興課、JA、ばれっど・はだのと連携し、協力いただいております。昨年度は農業関係、商業関係、福祉関係の皆さんに集まっていたいただいて、研修会という形で先進的な

取り組みを行っている方、JAの本部の方に来ていただいて、座学としての後援会や意見交換会をさせていただきました。今年度は、実際に現地確認をしようということで、3軒の農家の方にご協力をいただき、施設の方と訪問し作業を説明していただき、施設の職員と現場での意見交換をしていただきました。昨日ですが、秦野ワークセンターの利用者と職員が1軒の農家のところに伺いまして、作業を実際に少しずつやってみるという形で実務を進めています。JAの方も協力的でだいぶ、進みつつあるという状況です。コロナの関係で1年間目はなかなか取り組むことができなかつたのですが、今年は福祉関係、農業関係の方が実際に現場で顔を合わせてということができました。県の事業は来年度までなので3年間の中で、具体的な方向を作ることができればと思っていますので、引き続きよろしくをお願いします。1点追加で、農業者の方と養護学校の先生にご協力をいただきまして、3軒の農業者の方と養護学校を初めて訪問させていただいて、実際に農業活動を見させていただいて、色々な施設の状況も見学しました。この場を借りてお礼を申し上げたいと思います。報告は以上となります。

伊藤会長： ありがとうございます。他の委員から何かありますか。ないようであれば、事務局からお願いします。

【事務局・池田担当課長より障害者施設等通所交通費見直しについて情報提供（資料なし）】

来年4月1日の見直しに向けて障害者施設等通所交通費助成について現在検討をしています。現状では平成16年4月から障害福祉施設等に通所する障害者に対して通所交通費を助成しています。通所交通費は交通機関を利用する場合には、最も経済的な通常の経路、方法による費用を、自家用自動車を利用する場合は通所に要するガソリン代を助成しているものです。現在、毎月5日までに事業所から状況報告をいただき、それに基づいて20日までに助成金を口座に振り込む手続きを行っていますが、とても短い期間での事務処理になっていまして、そういった中で事業所の報告がそろわなかった、通常の経路でない経路で通所を行われていたり、一人の利用者に対して様々な通所経路を助成していると、短期間で300人を超える方への支払い事務が困難な状況になってきているのが現状です。そこで、安定した事務処理を行うことと、限りある財源で必要な支援を継続していくために、来年の4月を目標に見直しを検討しており、「3か月分の報告にまとめ、3か月分を振り込むことで事業所や市の事務負担の軽減を図ること」「必要な助成の対象地域はどこまでか」「対象とする距離の最低ライン」などを検討しておりますので、そのような取り組みをしているということを情報提供させていただきます。

【事務局・草山課長代理より日中サービス支援型グループホームの開設状況について情報提供（資料なし）】

昨年2件、今年度に入って1件この支援委員会でご協議いただいたグループホームについて開設状況を報告いたします。まず、1件目の(株)スターホーム、鶴巻

にあるグループホームですが、本年8月にセラヴィレヴェ秦野という名称で定員20名で開所しています。2件目の柵ゆうわソサエティのグループホームについては、くずは台団地の至近のところにあるのですが、9月にいちごテラスはだのくずは台という名称で当初支援委員会で協議いただいた時は20名でしたが、職員配置の関係等から定員10名ということで県の指定を受けて開所しています。10月1日現在の入所状況ですが、セラヴィレヴェ秦野については2名、いちごテラスにつきましては、直近で入所者がいないという状況になっています。続いて、今年度第1回支援委員会でご協議いただきました柵サードステージのグループホームですが、来年の3月の開所に向けて手続きを県と進めていると確認しています。

【事務局・草山課長代理より障害サービス事業所における職員、利用者のコロナワクチン接種状況について報告（資料なし）】

市内の障害者入所施設の職員、利用者の方のうちワクチン接種を希望された方には一般接種に先だって市内8施設において各施設のご協力のもと、6月上旬から8月にかけて優先接種を実施することができました。接種された方は職員が414名、利用者が460名、合計874名の方に接種ができたということになります。接種率については、合計95.1%となっています。続いて、集団接種会場（総合体育館）における優先枠でのその他の通所施設の職員、利用者への接種状況になります。こちらについては、まず職員の方を対象とした接種を7月上旬から8月上旬にかけての18日間で約1800名、利用者については9月上旬から9月下旬の8日間で約140名の方に優先枠として接種を行うことができました。利用者の方の人数が少なかったのは、秦野市では7月から順次65歳未満の一般接種が進んだということと、ほとんどの方が1回目の接種や予約が完了していたということが要因ではないかと考えています。昨日今日3回目の接種について報道があったのですが、3回目の接種については全国的には医療従事者に早いところでは12月から始まるということで、本市ではワクチン接種担当に確認したところ、まず年明けの1月から医療従事者への接種が始まる予定ということで聞いています。その後、2回目の接種から8か月開けたところで順次3回目の接種が始まるものと思われれます。また、入所施設については担当から前回と同様に施設における集団接種を基本に実施していくことを考えていく予定だと聞いていますので、今後詳細が分かり次第情報提供をさせていただきたいと考えています。

伊藤会長： ただいま事務局から3点ほど情報提供をいただきました。ワクチンの話の中で、入所施設は前回と同じようにとお話しいただきましたが、それ以外の集団接種会場で受けた方は前回同様になるという理解でよろしいですか。

草山代理： 今のところ確認ができているのが、入所施設については前回と同じような形で施設での集団接種を基本としていますが、通所施設での優先枠での集団接種等については基本的には前回と同じような感

じと考えているようですが、詳細はこれからとなると思います。

伊藤会長： また情報が分かり次第随時お伝えしていただければと思います。委員の皆さんはいかがでしょうか。

相原副会長 当事者団体からですが、今お話しがあったワクチン接種ですが、育成会にもお話しが来て、とても助かりました。実は、自分の子どもは施設に通所していますので、うちも施設の優先枠で接種したのですが、育成会には一般就労されている方や市外に通所されている方がいて、その方たちがワクチン接種に漏れてしまう、つまり順番でなくなってしまいます。医療の関係で薬を飲んでいらっしゃる方だとか、本来なら優先接種の枠に入る方が年齢で入れなかった方たちがかなりいらっしゃいました。そこで、障害福祉課から声をかけていただいて、優先的に接種をさせていただいて保護者から、私は仲介しただけなのですが、感謝の言葉をいただきました。普通と同じようでは難しい医療にかかっている方もいますので、これからも3回目がある時はそのところに配慮いただけると安心した地域生活が送れると思いました。今回は本当にありがとうございました。

石川委員： 先ほどの地域共生部門の資料にありましたように、当事者連絡会で新型コロナウイルスのワクチン接種について話したときに、皆さまから色々なご意見をいただきました。それをワクチン担当の部署にお伝えしたいと思います。そうすれば3回目がスムーズに行くのではないかと考えます。

伊藤会長： 事務局で具体的な検討をお願いします。

5 閉会

相原副会長： 長時間にわたりお疲れ様でした。コロナという今まで経験のしたことのない感染症に見舞われて、障害者の生活が一変してしまった感じを受けます。一般の方たちも生活様式を変えなければならないということがありまして、障害を持った方たちはもっと生活をしにくくなってしまったのではないかと思います。With コロナだとかAfter コロナという言葉は、一般の人たちが作った言葉であって、障害を持った方には伝わりにくい言葉がいろんな形で出てきます。障害を持った人たちにどう伝えていったらいいのかだとか、丁寧に説明していかないと理解できない方も多いので、関係をしている方たちが丁寧に伝えていくということが大事だと今回感じています。もう一つ、育成会の会長・副会長で津久井やまゆり園のほうに献花に行ってきました。津久井やまゆり園で5年前に事件がありまして、とても悲しい事件だったのですが、しっかりと一つずつ復興されているなというのを見て心強く思いましたし、19名の犠牲になった方を偲ぶ入り口の水が流れる水盤（鎮魂のモニュメント）があ

って、園長は元秦野精華園の園長だった永井さんでしたが、私たちが行ったときにお水を流してくださって、とても胸にささりまして、こういう事件が2度とあってはいけないなということと、障害者を弱者として見るのがどうなのかなということも改めて感じました。中井やまゆり園の事件についてですが、この間日曜日の朝7時からNHKで15分くらい報道されたのですが、マスコミが発信していることと実際は違うということがあって、育成会でも中井やまゆり園を利用されている方がいまして、家族会とマスコミは全然違うということも役員会でもおっしゃっていて、マスコミの方は本当の事実を発信していただきたいと話していました。ですからこの支援委員会は障害者の地域生活を豊かにするだとか、障害者の生活を守るだとか（を協議する）一番大事なところなので、発信を間違えないということも私も含めて心に刻んでいかないと、間違えた発信で障害者が違う方向に見られてしまう可能性があるのかなと今回も感じましたので、皆さまもそのあたりのところをご協力いただきたいと思います。本日はお疲れ様でした。

— 以 上 —

議事録署名人

会 長 _____

委 員 _____